

## 国立大学法人小樽商科大学個人情報開示に関する実施細目

(平成17年4月4日制定)

第1条 この細目は、国立大学法人小樽商科大学個人情報開示等取扱要項（以下要項という。）第20条の規程に基づき、開示に関する実施方法について必要事項を定めるものとする。

第2条 次の各号に定める文書又は図画の閲覧方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）当該文書又は図画（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに定めるもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印刷したもの
- (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器に映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）次に掲げるもの（イからウまでに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、本学がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印刷したもの

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したもの

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第三号オにおいて同じ。）に複写したもの

- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1版、A2判又はA3判の用紙に印刷したもの
  - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
  - (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法
    - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
    - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付
  - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
    - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
    - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
  - (3) 電磁的記録(前2号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
    - ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
    - イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
    - ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)
    - エ 当該電磁的記録をA3版以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
    - オ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
  - (4) 電磁的記録(前号オに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法であって、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
    - ア 前号アからウまでに掲げる方法
    - イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。)に複写したものの交付
    - ウ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複写したものの交付
    - エ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。)に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格 X6127, X6129, X6130又はX6137に適合するものに限る。）に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

附 則

この細目は、平成17年4月4日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、平成18年4月1日から施行する。